日本共産党八王子市議会議員団

第4回定例市議会報告

子育て・生活困窮世帯への給付金を開始ー八王子は10万円現金給付に

鈴木ゆうじ

石井ひろかず

望月 翔平

3回目のワクチン予防接種ー予約方法を改善

補正予算

市民向けの3回目ワクチン接種が来年1月16日から始まります。順次クーポン券が発送されていますが、1・2回目と異なるのは予約方法です。1・2回目の予約時は大きな混乱が生じたため党市議団は、改善を強く求めてきました。今回は65歳以上の方に発送されるクーポン券には『日時と接種場所』がすでに記載されています。記載内容でよければ予約は不要です。変更を希望する方は市への連絡が必要ですが、予約にかかる負担は改善されます。そのほか、現時点で接種会場は商業施設を中心に8か所指定されていますが、党市議団は、接種会場の増設と移動困難な方への支援強化を求めました。

保健所業務を外部委託する費用2億4000万円が計上されました。党市議団は新型コロナや今後起こりうる新たな感染症から市民の命と暮らしを守る保健所機能を守るため、保健所体制の強化を一貫して求めてきました。しかし今回委託する内容はデータ入力などの事務作業だけでなく、感染者へのファーストコンタクトや軽症者の健康観察など保健所が担うべき根幹業務も含まれています。重症者や重症化リスクが高い方の対応は保健所が直営で実施するとしていますが、第5波では軽症と判断された方が急変し亡くなった事例も全国で確認され判断は困難です。また1日最大100人の感染者を確認しても機能する体制を構築するとしていますが、保健所が派遣される人員への指揮命令は行えず、迅速な情報共有や対応ができない恐れもあります。党市議団は保健所職員を増員し、保健所体制を強化するよう引き続き求めてまいります。

保健所業務の外部委託ではなく職員の増員を

臨時特別給付金

１８歳までの子どもがいる子育て世帯

・児童一人10万円を給付
・中学生以下は年内5万円を給付
　残り5万円は来年1月給付
・高校生の分は来年１月に給付
・中学生以下の子どもがいない世帯は申請が必要
※児童手当と同様の所得制限あり
●市から通知が来ない方は、必ず下記までお問い合わせください。
☎子育て支援課先行給付金担当
042ー620ー7497

住民税非課税世帯等

・1世帯あたり10万円を給付
※子育て給付金と併せて受給可
・来年１月から給付開始
※申請不要
・2021年度住民税非課税の世帯

家計急変世帯

・1世帯あたり10万円を給付
※申請が必要
・2021年1月1日以降の収入が、新型コロナの影響で住民税非課税相当となった世帯

学童保育所の株式会社指定管理に反対

議案審議

市内大半の学童保育所は社会福祉協議会など社会福祉法人やNPO法人が管理運営していますが、来年度から市内3か所の学童保育所を二つの株式会社が指定管理することになります。現在の管理者である社会福祉協議会などは、団体の能力や提案事業の内容で高く評価されていますが、安い価格を提案した株式会社に決められました。営利を追求する株式会社は人件費など抑制し、他市では多数の指導員を雇止めした例もあります。党市議団は、子どもの成長にかかわる保育は市内の力でやり遂げることを基本にし、市が責任を持ち指定管理者制度を活用する際にも市内の社会福祉法人を指定すること、例外の場合も保育に理解のある団体を指定することを求めてきました。

自主運営の学童クラブなどから作り上げられてきた学童保育の歴史と実情も踏まえ、管理と選定の方法を見直し、地域に密着し安定した管理運営を行うことを求めて、党市議団は、議案に反対しました。

地球温暖化防止強化を求める意見書に自民ら否決

意見書提出

鈴木ゆうじ市議は、COP26で合意された内容に沿い政府にCO2削減の目標を強化することを求め意見書を提案しました。提案説明で「COP26は、①パリ協定で『2度以内に抑制』という表現を削り、1.5度と表現したこと、②各国が掲げている目標を2022年末までに強化すること、③石炭火力発電所の削減、④途上国への支援額倍増など前進したこと」を紹介しました。また日本は気候行動ネットワーク（CAN）から化石賞を受けた理由が石炭火力発電所温存政策にあることを明らかにし、世界からの要請に正面から向き合うことの必要性を訴えました。政府に合意内容に沿って目標を引き上げることを求めた意見書であり全会派が賛成できるものだと呼びかけました。立憲・市民の会、生活者ネット、無所属、共産党が賛成しましたが、自民、公明、市民クラブの反対で否決されました。

日本共産党八王子市議会議員団ニュース 21期 No.35　2021年 12月26日

発行 日本共産党八王子市議会議員団 事務所 〒192-0906 八王子市北野町590ー3 TEL 642-6344 FAX 646-8055 控 室 TEL 620-7317 FAX 626-3398
ホームページ http://www.cpi-media.jp/hachioji/

共産党 八王子 検索

新型コロナでお困りごとなどご相談ください

第4回定例議会 共産党市議団 市政の重要課題で論戦

学校からプールをなくさないで

望月 翔平

八王子市は、文科省の方針に沿い学校プールの集約化をめざしています。すでに葛飾区では2021年度以降に改築する小学校にはプールを造らず、校外の室内温水プールを活用する方向です。また神奈川県海老名市や埼玉県加須市なども同様の動きが出ています。

学校プールの共同利用、公共施設の屋内プール活用を試行実施

八王子市教育委員会事務局や小・中学校長などで構成する学校プールのあり方検討会は、学校プールの持管理や水泳指導など、教育的効果や教員の働き方などの名目で学校プールの集約化・廃止の検討を進めています。今年度は市内4校で移動を伴った学校プールの共同利用、または公共施設の屋内プールの活用が試行的に実施され、恩方2小が恩方1小へ、第4小があったかホール、南大沢中が南大沢小、陵南中が東浅川保健福祉センターを使用し、移動に30分もかかった学校もでています。

学校プールの集約化による弊害

学校プールの集約化は、他校との調整や移動時間を考慮した授業時間の確保が必要です。また外部指導員が入る学校は、年間指導計画をもとに外部指導員との打ち合わせも必要となり教員の負担が増大します。屋内プールが活用できる学校や施設数も限られています。公共施設を利用する授業時間帯は市民のプール利用ができません。施設利用者から「なぜ、プールが使えないのか」など苦情の声も寄せられています。

教育予算の充実を

教育長は「プールがあれば設置場所が学校内外にかかわらず、教育目的を達成できる」と答弁しましたが、学校教育に必要な設備の設置や管理運営は市や教育委員会が担うべき責任です。市教育委員会が責任をもって、省エネやバリアフリー化など機能強化を図り計画的に改修を行い、今後も充実した教育環境を整備するよう引き続き求めていきます。

平和首長会議の新ビジョンに沿って

石井ひろかず

世界8000都市以上、八王子を含めて国内の自治体99％以上が加盟する平和首長会議は、核兵器廃絶を大目標にして活動してきました。核兵器禁止条約発効という画期的な年になった2021年、平和首長会議は、「持続可能な世界に向けた平和的な変革のビジョン」を策定し、全ての国に条約の締結を求める署名を呼びかけています。私は市として、この署名に協力するよう求めました。市長は条約に対する政府の慎重な姿勢を理由に「本市として署名の推奨、条約に加わるよう政府に求める考えはない」と答弁。新ビジョンでは、「平和文化の振興」も新たな目標に掲げられ、平和文化月間を定めて多様な啓発イベントを開催することや、戦争体験証言を聞く機会を増やすことなども提唱されています。私は市にそうした努力を求めました。市は平和展や語り部事業など続けており、今後にむけて前向きな答弁がありました。

リニア中央新幹線の中止を

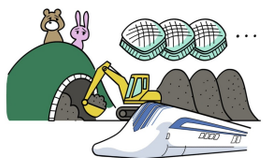

昨年10月、調布市で起きた東京外環道のトンネル工事による住宅街の陥没事故。これによって地下40メートル以上の大深度地下トンネルの安全神話が崩壊しました。八王子の南端をかすめるリニア中央新幹線も品川～名古屋間の86％がトンネルで、東京都の部分はほとんどが大深度トンネルです。町田市では、上小山田非常口の工事など続けられています。大量の残土の行方を問うと、本市美山町の採石場跡地に一部が搬入されていることを市が認めました。

JR東海は、町田市で住民説明会を行いましたが、隣接する本市ではそれがありません。事業者がトンネル工事の影響範囲と認めている本市として、住民への説明を求めるよう質しましたが、市から求めるつもりはないとの答えでした。地権者の同意や補償も不要な大深度地下法は、世界でもほとんど類例がなく実態にそぐわない悪法です。危険なトンネル工事の他にも、大井川の水量を損い、採算が取れないなど問題は山積みです。リニア中央新幹線計画の中止を求めていきましょう。

市職員による個人情報漏洩事件
質問に答えず、議会の権能を否定

鈴木ゆうじ

元市職員が他の職員を使って市民の住民・戸籍情報を入手し、個人的な目的で使用するという事件が発覚しました。被害にあった市民が告訴し、八王子区検は、2名を地方公務員法違反・同教唆犯として略式起訴し、すでに刑が確定しています。私は、被害者とも相談し、市民の個人情報がどのように扱われているかが問われている。この事件は重大な人権侵害に当たると確認し、一般質問で市の対応を質しました。

私は、事前に質問書を市民部長に届け、併せて市長に謝罪の意思などを質問しました。しかし、部長からは具体的な回答は1つもないという驚くべきものでした。理由は、「弁護士を通じて被害者に最初にお知らせする約束になっている」というものです。また再発防止策についての質問にも実質的回答は得られませんでした。このような態度は前代未聞です。私は「議会の権能を全否定するものであり許せない」と厳しく抗議しました。

被害者の個人情報に大量のアクセス記録があり、アクセスの法的根拠を説明できないものが2年足らずの期間に23件もありました。また住民票発行を示す処理がされているのに申請書が無いものが12件あり、起訴された2名以外にも複数の職員が係わった事実がありました。私は「どのような理由でのアクセスかを説明すべきではないか」と質しました。

個人情報がどう使われているのか本人は知ることができ、どのような個人情報が収集されているかを確かめる権利も保障されなければなりません。市はこうした権利さえ認めないのでしょうか。市長は「最終合意がなされたときに適切に対応する」として、直接の謝罪意思については明らかにしませんでした。